

平成 21 年 12 月 4 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号に規定する
資産証券化商品から除かれるものを指定する件（案）にかかる意見

（意見提出者及び連絡先）

一般社団法人流動化・証券化協議会

格付け会社規制についての検討ワーキンググループ

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3F

TEL: 03-3580-1156

FAX: 03-3580-1157

貴庁より平成 21 年 11 月 6 日付でパブリックコメントに付された「平成 21 年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等の公表について」について、その中で公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号に規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件（案）」について、下記のとおり意見を提出致します。

本意見書は、当ワーキンググループの責任において検討・とりまとめが行われたものですが、当ワーキンググループを含む当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資家、格付会社、弁護士、公認会計士等の専門家等多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見書と異なる意見を有する可能性がございます。本意見書は、この点に留意しつつも、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものである点、あらかじめ御了承頂ければ幸甚に存じます。

本意見書では、今回公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号に規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件（案）」を「本件告示案」といいます。

記

（1） 本件告示案の対象について

本件告示案第 1 号乃至第 3 号は、それぞれ「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「バーゼルⅡ告示」という。）第 1 条第 43 号乃至第 45 号に定める「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「コモディティ・ファイナンス」の定義を踏襲したものであると理解している。

本件告示案第 1 号乃至第 3 号の文言自体は抽象的な表現とされており、例えば「収益について相当程度の支配権を有しているもの」が具体的にどのような状態を指すのか、あるいは第 1 号の「特定の事業」や第 2 号の「有形資産」がどのような範囲の事業や資産を含むのか、明確ではないが、本件告示案は、基本的には、一般的に「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」又は「コモディティ・ファイナンス」に該当すると評価されている有価証券又は資金の貸付けに係る債権を対象としたものと理解してよいか確認させていただきたい。

また、かかる理解が誤っているようであれば、具体的にどのような有価証券又は資金の貸付けに係る債権が本件告示案の対象となるのか、明確に判断ができるよう表現を改めていただきたい。

なお、上記理解が正しいのであれば、バーゼルⅡ告示第 1 条第 43 号において「特定の事業」の具体例として挙げられているもののうち「化学プラント」について、本件告示案第 1 号における「特定の事業」の具体例には挙げられていない点は誤記ではないかと考えられるので、規定を修正していただきたい。

(2) 不動産を裏付資産とする資産証券化商品について

バーゼルⅡ告示第 1 条第 43 号乃至第 45 号に対応して本件告示案第 1 号乃至第 3 号が提案されているのに対して、「事業用不動産向け貸付け」の定義を定めるバーゼルⅡ告示第 1 条第 46 号に対応する規定は本件告示案では提案されていない。この点、本件告示案第 1 号の「特定の事業」に不動産事業を含むと解することや本件告示案第 2 号の「有形資産」に不動産を含むと解することは、日本語の表現としては素直であるように思われるものの、バーゼルⅡ告示第 1 条第 46 号に対応する規定が本件告示案にはあえて設けられていないことに鑑みると、不動産を裏付資産とする資産証券化商品は本件告示案の対象とはしない（従って「資産証券化商品」に該当すること）を意図しているものと推測する。

以上の推測が正しいようであれば、本件告示案第 1 号及び第 2 号について、不動産を裏付資産とする資産証券化商品は含まれないことが明確になるよう、規定を修正していただきたい。

以 上